

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 1 回 定 例 会 議 案

令 和 2 年 2 月 2 6 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 1 号	美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例について	1
議第 2 号	美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例について	3
議第 3 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例について	1 7
議第 4 号	美濃加茂市監査委員条例の一部を改正する条例について	1 8
議第 5 号	美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について	1 9
議第 6 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例について	2 1
議第 7 号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	2 3
議第 8 号	美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について	2 6
議第 9 号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加 茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について	2 8
議第 1 0 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい て	3 1
議第 1 1 号	美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制 限に関する条例の一部を改正する条例について	3 5
議第 1 2 号	美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正す る条例について	4 0
議第 1 3 号	美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例の一部を改正する条例について	4 6
議第 1 4 号	美濃加茂市健康診査等手数料条例の一部を改正する条例に ついて	5 7
議第 1 5 号	令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 8 号）	5 9
議第 1 6 号	令和元年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 3 号）	9 2
議第 1 7 号	令和元年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）	1 0 4

議第 1 8 号	令和元年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 1 5
議第 1 9 号	令和 2 年度美濃加茂市一般会計予算	1 1 6
議第 2 0 号	令和 2 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	1 1 6
議第 2 1 号	令和 2 年度美濃加茂市介護保険会計予算	1 1 6
議第 2 2 号	令和 2 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	1 1 6
議第 2 3 号	令和 2 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算	1 1 6
議第 2 4 号	令和 2 年度美濃加茂市古井財産区会計予算	1 1 6
議第 2 5 号	令和 2 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	1 1 6
議第 2 6 号	令和 2 年度美濃加茂市水道事業会計予算	1 1 6
議第 2 7 号	令和 2 年度美濃加茂市下水道事業会計予算	1 1 6
議第 2 8 号	市道路線の廃止について	1 1 7
議第 2 9 号	市道路線の認定について	1 3 0
議第 3 0 号	損害賠償の額を定めることについて	1 5 8
議第 3 1 号	文化会館耐震等改修建築工事の請負契約の締結について	1 5 9
議第 3 2 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	1 6 0
議第 3 3 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	1 6 1
議第 3 4 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	1 6 2
議第 3 5 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	1 6 3
議第 3 6 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	1 6 4
議第 3 7 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	1 6 5
議第 3 8 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について	1 6 6
議第 3 9 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	1 6 7
議第 4 0 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	1 6 8
議第 4 1 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	1 6 9
議第 4 2 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	1 7 0
議第 4 3 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	1 7 1
議第 4 4 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	1 7 2
議第 4 5 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について	1 7 3
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 7 4

議第 1 号

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例について

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市の私債権（美濃加茂市債権管理条例（平成 2 8 年美濃加茂市条例第 2 号）第 2 条第 5 号に規定する私債権をいう。）に基づく歳入（以下「私債権収入金」という。）に係る遅延損害金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(遅延損害金の徴収)

第 2 条 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）は、私債権収入金の納付義務者が、私債権収入金を納期限までに納付しないときは、遅延損害金を徴収する。

2 遅延損害金の額は、遅延損害金について約定のある場合を除くほか、私債権収入金の未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日における民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 4 0 4 条の規定による法定利率を乗じて計算した金額とする。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。

(減免)

第 3 条 市長は、私債権収入金を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

(端数計算)

第 4 条 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又はその金額が 2, 0 0 0 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

2 前項の遅延損害金の確定金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額

が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、遅延損害金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に発生する私債権収入金から適用し、同日前に発生した私債権収入金については、なお従前の例による。

議第 2 号

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例について

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例

(美濃加茂市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市水道事業給水条例（昭和 3 3 年美濃加茂市条例第 7 号）の一部
を次のように改正する。

改正後	改正前
(料金の支払義務) 第 2 4 条 水道料金（以下「料金」という。）は、 <u>給水装置の使用者又は総代人から徴収する。</u> 2 (略) (料金の減免) 第 3 4 条 管理者は、公益上その他特別の理由 があると認めたときは、この条例によつて納 付しなければならない料金その他の費用を減 額し、又は免除することができる。 <u>(督促及び遅延損害金)</u> 第 3 4 条の 2 <u>料金又は分担金を納期限までに</u> <u>納付しない者があるときは、管理者は、期限を</u> <u>指定してこれを督促しなければならない。</u> 2 <u>給水装置の使用者若しくは総代人又は給水</u> <u>装置の所有者は、納期限までにその納付すべ</u>	(料金の支払義務) 第 2 4 条 水道料金（以下「料金」という。）は、 <u>給水装置使用者又は総代人から徴収する。</u> 2 (略) (料金の軽減又は免除) 第 3 4 条 管理者は、公益上その他特別の理由 があると認めたときは、この条例によつて納 付しなければならない料金その他の費用を軽 減し、又は免除することができる。

き金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

5 前項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 管理者は、給水装置の使用者若しくは総代人又は給水装置の所有者が納期限までに料金又は分担金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

（検査等及び費用負担）

第35条 （略）

（給水の停止）

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第8条第3項の修繕に要した費用、第14条の工事の費用、料金又は

第5章 管理

（検査等及び費用負担）

第35条 （略）

（給水の停止）

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第8条第3項の修繕に要した費用、第14条の工事費、第25条

分担金を指定期限内に納入しないとき。 (2)～(6) (略) 2 (略)	<u>の料金又は第33条の2の分担金を指定期限内に納入しないとき。</u> (2)～(6) (略) 2 (略)
---	--

(美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年美濃加茂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促及び遅延損害金) 第18条 (略) 2 入居者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率</u>を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年<u>の日</u>を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、<u>又は</u>その金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。 5 前項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、<u>又は</u>その全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。 6 (略) 附 則 1～8 (略)	(督促及び遅延損害金) 第18条 (略) 2 入居者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき<u>又は</u>その金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。 5 前項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき<u>又は</u>その全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。 6 (略) 附 則 1～8 (略) <u>(延滞金の割合等の特例)</u>

	<u>9 当分の間、第18条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>
--	---

（美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正）

第3条 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成24年美濃加茂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。 （督促及び遅延損害金） 第12条の2 （略） 2 保護者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>納期限の翌日における民法（明</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。 （督促及び遅延損害金） 第12条の2 （略） 2 保護者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.6パーセント（納期限の翌</u>

<u>治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。</u> 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年<u>の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。 4～6 （略） 附 則 1～3 （略）	<u>日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。</u> 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4～6 （略） 附 則 1～3 （略） <u>（遅延損害金の割合等の特例）</u> 4 <u>当分の間、第12条の2第2項に規定する遅延損害金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>
--	--

（美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（督促、延滞金及び遅延損害金）	（督促、延滞金及び遅延損害金の徴収）

第18条 (略)

2・3 (略)

4 利用者は、保育料等を納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

5 利用者は、保育所等給食費を納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

6 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

7 延滞金及び遅延損害金の額を計算する場合には、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

8 前項の延滞金及び遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

9 市長は、利用者が納期限までに保育料等又は保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場

第18条 (略)

2・3 (略)

4 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する保育料等については延滞金を、保育所等給食費については遅延損害金を、それぞれ加算して納付しなければならない。

5 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

6 延滞金及び遅延損害金の額を計算する場合には、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき 又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

7 前項の延滞金及び遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき 又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

8 市長は、利用者が納期限までに保育料等又は保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場

合においては、第3項の督促手数料並びに第4項の延滞金及び第5項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。 附 則 (延滞金の割合等の特例) 3 当分の間、第18条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	合においては、第3項の督促手数料並びに第4項の延滞金及び遅延損害金を減額し、又は免除することができる。 附 則 (延滞金及び遅延損害金の割合等の特例) 3 当分の間、第18条第4項に規定する延滞金及び遅延損害金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
--	--

(美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正)

第5条 美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促及び遅延損害金) 第16条 (略) 2 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定に</u>	(督促及び遅延損害金) 第16条 (略) 2 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について</u>

よる法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の<u>日</u>を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4～6 (略) 附 則 1・2 (略)	は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4～6 (略) 附 則 1・2 (略) <u>(遅延損害金の割合等の特例)</u> 3 当分の間、第16条第2項に規定する遅延損害金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
---	--

(美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例の一部改正)

第6条 美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促及び遅延損害金) 第14条 (略)	(督促及び遅延損害金) 第14条 (略)

2 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。</u> 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年<u>の日</u>を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4・5 （略） 附 則 1・2 （略）	2 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。</u> 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 4・5 （略） 附 則 1・2 （略） <u>（遅延損害金の割合等の特例）</u> 3 <u>当分の間、第14条第2項に規定する遅延損害金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>
---	---

（美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（督促、延滞金及び遅延損害金） 第19条 （略） 2・3 （略） 4 利用者は、<u>保育料等を納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</u> 5 <u>利用者は、保育所等給食費を納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。</u> 6 <u>前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> 7 延滞金及び遅延損害金の額を計算する場合には、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、<u>又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。</u> 8 前項の延滞金及び遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、<u>又はその全額が1,000円未満であるときは、その端</u>	（督促、延滞金及び遅延損害金<u>の徴収</u>） 第19条 （略） 2・3 （略） 4 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する<u>保育料等については延滞金を、保育所等給食費については遅延損害金を、それぞれ加算して納付しなければならない。</u> 5 <u>前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> 6 延滞金及び遅延損害金の額を計算する場合には、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、<u>又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。</u> 7 前項の延滞金及び遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数

数又はその全額を切り捨てる。 <u>9</u> 市長は、利用者が納期限までに保育料等又は保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第3項の督促手数料並びに第4項の延滞金及び第5項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。 附 則 1～3 (略) (延滞金の割合等の特例) 4 当分の間、第19条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	又はその全額を切り捨てる。 <u>8</u> 市長は、利用者が納期限までに保育料等及び保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第3項の督促手数料並びに第4項に規定する延滞金及び遅延損害金を減額し、又は免除することができる。 附 則 1～3 (略) (延滞金及び遅延損害金の割合等の特例) 4 当分の間、第19条第4項に規定する延滞金及び遅延損害金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
---	--

(美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(<u>督促及び遅延損害金</u>)	(遅延損害金)
第14条 <u>家賃を前条第2項に規定する納期限</u>	第14条

(以下「納期限」という。)までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

5 (略)

6 市長は、入居者が第1項の納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

附 則

1・2 (略)

入居者は、前条第2項に規定する期限（以下「納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

4 (略)

附 則

1・2 (略)

(遅延損害金の割合等の特例)

3 当分の間、第14条第1項に規定する遅延損害金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合

に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（水道料金に係る経過措置）

- 第１条の規定による改正後の美濃加茂市水道事業給水条例の規定（第３４条の２第６項の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する水道料金から適用し、施行日前に発生した水道料金については、なお従前の例による。

（市営住宅の家賃に係る経過措置）

- 第２条の規定による改正後の美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に発生する家賃から適用し、施行日前に発生した家賃については、なお従前の例による。

（放課後児童健全育成事業の保育料に係る経過措置）

- 第３条の規定による改正後の美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の規定は、施行日以後に発生する保育料から適用し、施行日前に発生した保育料については、なお従前の例による。

（保育園の保育所等給食費に係る経過措置）

- 第４条の規定による改正後の美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に発生する保育所等給食費から適用し、施行日前に発生した保育所等給食費については、なお従前の例による。

（一時預かり保育料に係る経過措置）

- 第５条の規定による改正後の美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の規定は、施行日以後に発生する一時預かり保育料から適用し、施行日前に発生した一時預かり保育料については、なお従前の例による。

（病児保育事業の利用料に係る経過措置）

- 第６条の規定による改正後の美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例の規

定は、施行日以後に発生する利用料から適用し、施行日前に発生した利用料については、なお従前の例による。

（認定こども園の保育所等給食費に係る経過措置）

- 8 第7条の規定による改正後の美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に発生する保育所等給食費から適用し、施行日前に発生した保育所等給食費については、なお従前の例による。

（定住促進住宅の家賃に係る経過措置）

- 9 第8条の規定による改正後の美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の規定（第14条第6項の規定を除く。）は、施行日以後に発生する家賃から適用し、施行日前に発生した家賃については、なお従前の例による。

議第 3 号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(書面審理) 第 6 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成 1 4 年法律第 1 5 1 号） <u>第 6 条第 1 項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。 3 ～ 5 (略)	(書面審理) 第 6 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成 1 4 年法律第 1 5 1 号） <u>第 3 条第 1 項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。 3 ～ 5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 号

美濃加茂市監査委員条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市監査委員条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市監査委員条例の一部を改正する条例

美濃加茂市監査委員条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項又は <u>第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項</u> （地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「公企法」という。）第 3 4 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項又は公企法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項又は <u>第 2 4 3 条の 2 第 3 項</u> （地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「公企法」という。）第 3 4 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項又は公企法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 号

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例

美濃加茂市総合運動場条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用料） 別表（第 5 条関係） 【別表（改正後）】	（使用料） 別表（第 5 条関係） 【別表（改正前）】

【別表（改正前）】

区分		金額	
		(略)	1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
美濃加茂市東総合運動場（以下「東総合運動場」という。）	グラウンド	(略)	1, 2 0 0 円（5 月から 1 0 月までの間の使用に限る。）
	テニスコート（1 面につき）	(略)	
美濃加茂市西総合運動場（以下「西総合運動場」という。）	グラウンド	(略)	1, 2 0 0 円（5 月から 1 0 月までの間の使用に限る。）
	多目的広場	(略)	
美濃加茂市前平総合運動場（以下「前平総合運動場」という。）	グラウンド	(略)	1, 2 0 0 円（5 月から 1 0 月までの間の使用に限る。）
	テニスコート（1 面につき）	(略)	
美濃加茂市下米田グラウンド（以下「下米田グラウンド」という。）	グラウンド	(略)	1, 2 0 0 円（5 月から 1 0 月までの間の使用に限る。）

(略)

【別表（改正後）】

区分		金額	
		(略)	18:00～21:00
美濃加茂市東総合運動場(以下「東総合運動場」という。)	グラウンド	(略)	1,200円
	テニスコート (1面につき)	(略)	
美濃加茂市西総合運動場(以下「西総合運動場」という。)	グラウンド	(略)	1,200円
	多目的広場	(略)	
美濃加茂市前平総合運動場(以下「前平総合運動場」という。)	グラウンド	(略)	1,200円(4月から10月までの間の使用に限る。)
	テニスコート (1面につき)	(略)	
美濃加茂市下米田グラウンド(以下「下米田グラウンド」という。)	グラウンド	(略)	1,200円
(略)			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 6 号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条、第 5 条関係） 【別表（改正後）】		別表（第 2 条、第 5 条関係） 【別表（改正前）】	
【別表（改正前）】			
区分	根拠となる法律、 条例等	報酬の額	費用弁 償
(略)			
保健衛生事業に伴う医師等 就学時健診 医師・歯科医師 看護師・歯科衛生士 校医手当（医師・歯科医師） 3 0 0 人以下の小中学校 3 0 1 人以上 5 0 0 人以下の小中学校	(略)	時間額 1 3 , 0 0 0 円（1 人当たり <u>1 6 7 円</u> を加算す る。） (略) (略) (略)	(略)

501人以上の小中学校 校医手当（薬剤師） 校医手当（眼科医）		(略) (略) 時間額 13,000円(健 診時においては、1人当 たり <u>167円</u> を加算する。)	
(略)			

【別表（改正後）】

区分	根拠とな る法律、 条例等	報酬の額	費用弁 償
(略)			
保健衛生事業に伴う医師等 就学時健診 医師・歯科医師 看護師・歯科衛生士 校医手当(医師・歯科医師) 300人以下の小中学校 301人以上500人 以下の小中学校 501人以上の小中学校 校医手当（薬剤師） 校医手当（眼科医）	(略)	時間額 13,000円(1 人当たり <u>168円</u> を加算す る。) (略) (略) (略) (略) (略) 時間額 13,000円(健 診時においては、1人当 たり <u>168円</u> を加算する。)	(略)
(略)			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 7 号

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例

美濃加茂市印鑑条例（昭和 5 0 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第 2 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 （1） （略） （2） <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> （登録をすることができない印鑑） 第 5 条 （略） 2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている</u>	（登録資格） 第 2 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 （1） （略） （2） <u>成年被後見人</u> （登録をすることができない印鑑） 第 5 条 （略） 2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u>

氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)・(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書の申請)

第10条 (略)

2 前項の申請は、印鑑登録証を添えて書面で行わなければならない。ただし、印鑑の登録を受けている者が自ら申請した場合であつて、市長が第4条第3項第1号の文書の提示を

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもつて調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)・(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書の申請)

第10条 (略)

2 前項の申請は、印鑑登録証を添えて書面で行わなければならない。

<u>求めて、当該申請者が印鑑登録者本人である こと及び当該申請が本人の意思であることを 確認したときは、印鑑登録証の添付を省略 することができる。</u>	
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議第 8 号

美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のと
おり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 8 年美濃加茂市条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
別表（第 1 0 条関係） 1 プラザちゅうたい (1) アマチュアスポーツに使用する場合 ◎ 専用使用（1 区分につき） (略) ◎ その他（1 人につき） <table><tr><th>区分</th><th>使用単位</th><th>使用料金</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>弓道</td><td>(略)</td><td></td></tr></table> <	区分	使用単位	使用料金	(略)			弓道	(略)	
区分	使用単位	使用料金							
(略)									
弓道	(略)								

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例による改正前の美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の規定により発行されたトレーニングルーム回数券（以下「回数券」という。）のうち未使用の回数券を所持している者から当該未使用の回数券に係る使用料金の還付請求を受けた場合は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの間に限り、当該未使用の回数券に係る使用料金相当額を還付するものとする。

議第 9 号

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年美濃加茂市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(住宅入居の手続)	(住宅入居の手続)
第 1 1 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 1 0 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。	第 1 1 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 1 0 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。
(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人 <u>1 人</u> の連署する契約書を提出すること。	(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人 <u>2 人</u> の連署する契約書を提出すること。
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めたときは、契約書に連帯保証人の連署を免除することができる。</u>	3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による契約書に連帯保証人 2 人の連署を必要としないこととすることができる。</u>
4 (略)	4 (略)
5 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項の	5 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又

手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。 6 (略) <u>(連帯保証人の責務)</u> <u>第11条の2 連帯保証人は、入居者がこの条例及びこの条例に基づく規則に定める義務を履行しないときは、直ちに入居者に代わってその義務を履行しなければならない。ただし、連帯保証人の負担する債務の極度額は、入居当初家賃の24月分とする。</u>	<u>は第2項</u>の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。 6 (略)
--	---

(美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(入居の手続) 第8条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人<u>1人</u>の連署する契約書を提出すること。 (2) (略) 2 (略) 3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に<u>第1項</u>の手続をしないときは、住宅の入居の決定を取り消すことができる。 4 市長は、入居決定者が<u>第1項</u>の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに住宅の入居可能日を通知しなければならない。 5 (略)	(入居の手続) 第8条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人<u>2人</u>の連署する契約書を提出すること。<u>ただし、市長が特別の事情があると認める場合は連帯保証人を1人とすることができる。</u> (2) (略) 2 (略) 3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に<u>第1項各号</u>の手続をしないときは、住宅の入居の決定を取り消すことができる。 4 市長は、入居決定者が<u>第1項各号</u>の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに住宅の入居可能日を通知しなければならない。 5 (略)

(連帯保証人の責務)

第8条の2 連帯保証人は、入居者がこの条例及びこの条例に基づく規則に定める義務を履行しないときは、直ちに入居者に代わってその義務を履行しなければならない。
ただし、連帯保証人の負担する債務の極度額は、入居当初家賃の24月分とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市営住宅に係る経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(定住促進住宅に係る経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

議第 10 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第 11 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 32 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （1）（略） （2）当該年度における次に掲げる額の合算額 イ（略） ロ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納	（一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第 11 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 32 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （1）（略） （2）当該年度における次に掲げる額の合算額 イ（略） ロ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付

付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ハ・ニ （略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第 1 5 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 基礎賦課総額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号）第 3 2 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 （2）・（3） （略） 2 ・ 3 （略） （基礎賦課限度額） 第 2 0 条 第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 2 条の基礎賦課額と第 1 6 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 2 9 条及び第 3 2 条第 1 項において同じ。）は、<u>6 3 万円</u>を超えることができない。 （介護納付金賦課限度額） 第 2 6 条 第 2 2 条の賦課額は、<u>1 7 万円</u>を超えることができない。	金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ハ・ニ （略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第 1 5 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 基礎賦課総額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年省令第 5 3 号）第 3 2 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 （2）・（3） （略） 2 ・ 3 （略） （基礎賦課限度額） 第 2 0 条 第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 2 条の基礎賦課額と第 1 6 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 2 9 条及び第 3 2 条第 1 項において同じ。）は、<u>6 1 万円</u>を超えることができない。 （介護納付金賦課限度額） 第 2 6 条 第 2 2 条の賦課額は、<u>1 6 万円</u>を超えることができない。
---	--

(保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、52万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を

(保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、28万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、51万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を

加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「<u>6.3万円</u>」とあるのは「19万円」と、<u>前項</u>中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「<u>6.3万円</u>」とあるのは「<u>1.7万円</u>」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。	加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「<u>6.1万円</u>」とあるのは「19万円」と、<u>第2項</u>中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「<u>6.1万円</u>」とあるのは「<u>1.6万円</u>」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 1 1 号

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する
条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部
を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の
一部を改正する条例

美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例（平成
1 7 年美濃加茂市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
美濃加茂市特定用途制限地域における 建築物の用途の制限に関する条例 (目的) 第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年 法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 9 条の 2 の規定に基づき、特定用途制限地域 内における建築物の用途を制限することによ り、合理的な土地利用を図るとともに、良 好な環境の形成又は保持に資することを目 的とする。 (特定用途制限地域) 第 3 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年 法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項（同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合を含む。） の規定による特定用途制限地域の決定又は 変更に係る美濃加茂市の告示に定める特定	美濃加茂市特定用途制限地域における 建築物等の用途の制限に関する条例 (目的) 第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年 法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 9 条の 2 <u>（法第 8 8 条第 2 項において準用す る場合を含む。）</u> の規定に基づき、特定用途 制限地域内における建築物 <u>及び工作物</u> の用 途を制限することにより、合理的な土地利用 を図るとともに、良好な環境の形成又は保持 に資することを目的とする。 (特定用途制限地域) 第 3 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年 法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項（同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合を含む。） の規定による特定用途制限地域の決定又は 変更に係る美濃加茂市の告示に定める特定

用途制限地域内の建築物について適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条の特定用途制限地域内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1)～(3) (略)

(類似用途の指定)

第7条 法第87条第3項の規定により第4条の規定の準用を受けない用途相互間の類似の用途の変更において、政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途の範囲は、次の各号のそれぞれに掲げる各用途につき当該各号に掲げる他の用途とする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

用途制限地域内の建築物又は工作物について適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条の特定用途制限地域内においては、別表第1に掲げる建築物は、建築してはならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1)～(3) (略)

(4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(類似用途の指定)

第7条 法第87条第3項の規定により第4条の規定の準用を受けない用途相互間の類似の用途の変更において、政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途の範囲は、次の各号のそれぞれに掲げる各用途につき当該各号に掲げる他の用途とする。

(1)～(5) (略)

(6) 法別表第2(と)項第3号に掲げる建築物

(7) (略)

(8) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる建築物

(公益上必要な建築物の特例)

第9条 (略)

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取するとともに、美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会（次条第1項を除き、以下「建築審議会」という。）の同意を得なければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の許可が、次の要件に該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(建築審議会)

第10条 前条第2項の特例許可に関する同意について審議をするため、美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会を置く。

2・3 (略)

4 委員の任期は、審議事項の諮問を受けてから答申を行うまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 (略)

(9) 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物

(公益上必要な建築物等の特例)

第9条 (略)

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取するとともに、美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会（次条第1項を除き、以下「建築審議会」という。）の同意を得なければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の許可が、次の要件に該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないとき。

(建築審議会)

第10条 美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会は、前条第2項の特例許可に関する同意について審議する。

2・3 (略)

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 (略)

(工作物への準用)

第11条 別表第2に掲げる工作物（土木事業

(特例許可の条件) <u>第 1 1 条</u> (略) (特例許可に関する消防長等の同意) <u>第 1 2 条</u> (略) (委任) <u>第 1 3 条</u> (略) (罰則) <u>第 1 4 条</u> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主 (2) 第7条において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者 2 (略) <u>別表</u> (第4条関係) 第4条の規定により建築してはならない建築物 1 法別表第2 (に) 項第3号、第4号、<u>第6</u>	<u>その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び同表に掲げる工作物で建築物の敷地(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物については、第5条に規定する基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)</u>については、第4条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第6条第2号及び第3号並びに第9条第2項第2号中「<u>床面積の合計</u>」とあるのは「<u>築造面積</u>」と読み替えるものとする。 (特例許可の条件) <u>第 1 2 条</u> (略) (特例許可に関する消防長等の同意) <u>第 1 3 条</u> (略) (委任) <u>第 1 4 条</u> (略) (罰則) <u>第 1 5 条</u> 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第4条(<u>第11条において準用する場合を含む。)</u>の規定に違反した場合における当該建築物<u>又は工作物</u>の建築主<u>又は築造主</u> (2) 第7条において準用する第4条(<u>第11条において準用する場合を含む。)</u>の規定に違反した場合における当該建築物<u>又は工作物</u>の所有者、管理者又は占有者 2 (略) <u>別表第1</u> (第4条関係) 第4条の規定により建築してはならない建築物 1 法別表第2 (に) 項第3号、第4号<u>及び第</u>
---	--

<u>号及び第 7 号に掲げる建築物</u>	<u>6 号から第 8 号までに掲げる建築物</u>
2 (略)	2 (略)
3 法別表第 2 (へ) 項第 3 号に掲げる建築物	3 法別表第 2 (へ) 項第 3 号 <u>及び第 5 号に掲げる建築物</u>
	4 法別表第 2 (と) 項第 2 号から第 4 号 <u>までに掲げる建築物</u>
4 法別表第 2 (り) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物	5 法別表第 2 (り) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物
	6 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物
	7 法別表第 2 (る) 項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物
	<u>別表第 2 (第 1 1 条関係)</u> <u>第 1 1 条の規定により建築してはならない工作物</u>
	1 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号 (1 3) 又は (1 3 の 2) の用途に供する工作物
	2 法別表第 2 (る) 項第 1 号 (2 1) の用途に供する工作物

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 2 号

美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例
美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例(平成 2 4 年美濃加茂市条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 この条例は、<u>歯と口腔の健康づくりが、市民の質の高い生活を確保するとともに、市民の心身の健康の保持及び増進並びに健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下この条において同じ。)</u>の延伸に重要な役割を果たしていることに鑑み、<u>歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 2 3 年法律第 9 5 号)第 3 条第 2 項の規定にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくり推進に関する基本方針を定め、市等の責務及び市民、歯科医療等業務従事者等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的</u>	(目的) 第 1 条 この条例は、<u>歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 2 3 年法律第 9 5 号)第 3 条第 2 項の規定にのっとり、市民の歯と^{くう}口腔の健康づくり推進に関する基本方針を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。</u>

とする。

(定義)

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者をいう。

(3) かかりつけ歯科医 市民の歯と口腔の健康づくりを日常的に把握し、歯及び口腔の健康相談、治療等に対応する歯科医師をいう。

(4) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関わるものをいう。

(5) 保健医療関係者 保健医療に関する職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関わるものをいう。

(6) 福祉関係者 社会福祉に関する職務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関わるものをいう。

(7) 医療保険者 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。

(8) 口腔保健医療サービス 歯と口腔の健康づくりのために歯科医療等業務従事者が提供するサービスをいう。

(9) 口腔ケア 口腔内を清潔に保つことを目的とした清掃中心のケア並びに口から食べることを目的とした訓練及び指導を中心としたケアをいう。

(10) 8020運動 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例(平成22年岐阜県条例第

(定義)

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。

(3) 口腔保健医療サービス 歯と口腔の健康づくりのために歯科医師等が提供するサービスをいう。

(4) ^{はちまるにいまる}8020運動 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例(平成22年岐阜県条例第3

31号) 第2条第7号に規定する8020運動をいう。

(基本方針)

第3条 歯と口腔の健康づくりは、市民自らが歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、全ての市民が生涯を通じて必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境整備を推進することを基本方針とする。

(市の責務)

第4条 (略)

2 市は、市民、歯科医療等業務従事者、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者の行う歯と口腔の健康づくりに関する取組が効果的に推進されるよう、必要な対策を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本方針にのっとり、自ら歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔ケア等により、歯科疾患を予防するよう努めるものとする。

2 市民は、基本方針にのっとり、かかりつけ歯科医による指導及び定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

3 父母その他の子どもを現に監護する者は、基本方針にのっとり、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、当該子どもの歯科疾患の

1号) 第10条第1項第6号に規定する運動をいう。

(基本方針)

第3条 歯と口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、その推進が子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防、寝たきり防止等に重要な役割を果たすことに鑑み、市民自らが歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境整備を推進することを基本方針とする。

(市の責務)

第4条 (略)

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、歯科疾患を予防するとともに定期的に歯科健診又は歯科医療を受け、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

予防、早期発見及び早期治療の促進に努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第6条 歯科医療等業務従事者は、基本方針にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他のものと連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、歯科医療機関がかかりつけ歯科医の機能を十分発揮できるよう、良質かつ適切な歯科健診、保健指導及び歯科医療を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本方針にのっとり、その業務において、幼児、児童、生徒又は学生に対する歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

2 保健医療関係者は、基本方針にのっとり、その業務において、保健医療サービスを必要とする者の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 福祉関係者は、基本方針にのっとり、その業務において障がい者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

4 教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者は、他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組と連携し、及び当該取組に協力するよう努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師等は、基本方針にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の責務)

第7条 教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者は、基本方針にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の責務)

第8条 (略)

2 医療保険者は、基本方針にのっとり、市内の被保険者が歯科健診等を受ける機会を確保することができるよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに正しい知識の普及啓発を推進すること。

(2) 母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るため、妊娠期から子育て期までにおける母子の歯科口腔保健に必要な予防対策等を推進すること。

(3) むし歯及び歯肉炎になりやすく、口腔機能を獲得する乳幼児期及び学齢期にある者に対して、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者及び教育関係者と、連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能を獲得するための対策、教育等を推進すること。

(4) 歯周病の罹患率が高まる成人期にある者に対して、歯科医療等業務従事者及び保健医療関係者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策等を推進すること。

(5) 歯の喪失及び口腔機能の低下がみられる高齢期にある者に対して、オーラルフレイル（口腔機能が弱まっていく状態をいう。以下同じ。）の進行が、心身の機能の低下につながることから、オーラルフレイルを早期に把握し、回復させ、及び予防す

(事業者の責務)

第8条 (略)

(基本的施策の実施)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健に必要な予防対策等を推進すること。

(2) むし歯や歯肉炎になりやすい幼児期及び学齢期にある者に対して、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯の予防対策、口腔機能向上のための教育等を推進すること。

(3) 歯周病の罹患率が高まる成人期にある者に対して、歯周病の予防対策等を推進すること。

(4) 歯の喪失及び口腔機能の低下がみられる高齢期にある者に対して、口腔機能の維持及び向上のための対策等を推進すること。

る取組を推進すること。 (6) <u>障がい者又は介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難なものに対して、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者及び福祉関係者との連携を図りつつ、訪問による歯科健診等、歯科医療、口腔ケア等を推進すること。</u> (7) <u>歯と口腔の健康づくりと食育、喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供その他の必要な施策を推進すること。</u> (8) <u>周術期における歯科疾患の治療及び口腔ケア等を適切に行うため、医科及び歯科の連携体制の構築を推進すること。</u> (9) <u>災害発生時における歯科医療又は歯科保健の提供体制の確保及び災害に備えた当該体制の整備を推進すること。</u> (10) <u>生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心及び理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、8020運動を推進すること。</u> (11)・(12) (略)	(5) <u>障害者又は介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診等又は歯科医療を受けることが困難なものに対して、関係する者、団体等との連携を図り、訪問による歯科健診等、歯科医療、口腔ケア等を推進すること。</u> (6) <u>生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、8020運動を推進すること。</u> (7)・(8) (略)
---	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 13 号

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年美濃加茂市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
6 市長	美濃加茂市障害者就労支援事業実施要綱（令和 2 年美濃加茂市告示第●号）による障害福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	6 市長	美濃加茂市障害者就労支援事業実施要綱（平成 19 年美濃加茂市訓令甲第 41 号）による障害福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(略)		(略)	
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）	

機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 市長	(略)	外国人生活保護関係情報であって規則で

機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 市長	(略)	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で

		定めるもの			定めるもの
		(略)			(略)
3 市長	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
					地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で			外国人生活保護関係情報であって規則で

		定めるもの			定めるもの
(略)			(略)		
5 市長	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その 他の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例による地方 税の賦課徴収 に関する事務 であって規則 で定めるもの	中国残留邦人 等の円滑な帰 国の促進並び に永住帰国し た中国残留邦 人等及び特定 配偶者の自立 の支援に關す る法律（平成6 年法律第30 号）による支援 給付又は配偶 者支援金の支 給に関する情 報（以下「中国 残留邦人等支 援給付等関係 情報」という。） であって規則 で定めるもの	5 市長	地方税法その 他の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例による地方 税の賦課徴収 に関する事務 であって規則 で定めるもの	中国残留邦人 等支援給付等 関係情報であ って規則で定 めるもの
6 市長	(略)	障害者関係情 報であって規 則で定めるも の	6 市長	(略)	障害者関係情 報であって規 則で定めるも の 地方税関係情 報であって規 則で定めるも の

		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	(略)	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	(略)	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
					介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
					生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報で			外国人生活保護関係情報で

		あつて規則で定めるもの			あつて規則で定めるもの
		(略)			(略)
8 市長	(略)	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	8 市長	(略)	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
9 市長	(略)	障害者関係情報であつて規則で定めるもの	9 市長	(略)	障害者関係情報であつて規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの			地方税関係情報であつて規則で定めるもの
10 市長	(略)		10 市長	(略)	地方税関係情報であつて規則で定めるもの

		生活保護関係 情報であって 規則で定める もの			生活保護関係 情報であって 規則で定める もの
		(略)			(略)
1 1 市長	(略)	障害者関係情 報であって規 則で定めるも の	1 1 市長	(略)	障害者関係情 報であって規 則で定めるも の
		中国残留邦人 等支援給付等 関係情報であ って規則で定 めるもの			地方税関係情 報であって規 則で定めるも の
		(略)			中国残留邦人 等支援給付等 関係情報であ って規則で定 めるもの
		(略)			(略)
1 3 市長	(略)	障害者関係情 報であって規 則で定めるも の	1 3 市長	(略)	障害者関係情 報であって規 則で定めるも の
					地方税関係情 報であって規 則で定めるも の
1 4 市長	(略)	(略)	1 4 市長	(略)	(略)
		介護保険給付 等関係情報で あって規則で 定めるもの			介護保険給付 等関係情報で あって規則で 定めるもの

			地方税関係情報であって規則で定めるものの
		児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)	(略)
(略)			(略)
17 市長	(略)	障害者関係情報であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅関係情報であって規則で定めるもの	公営住宅関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	(略)	(略)	(略)
		医療保険給付関係情報であって規則で定	医療保険給付関係情報であって規則で定

		めるもの			めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
(略)			(略)		
20 市長	(略)	知的障害者関係情報であって規則で定めるもの	20 市長	(略)	知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
					介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの			児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）又は障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
(略)			(略)		
22 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	22 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、別表第1中美濃加茂市障

被害者就労支援事業実施要綱についての改正は、令和２年４月１日から施行する。

議第 1 4 号

美濃加茂市健康診査等手数料条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市健康診査等手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市健康診査等手数料条例の一部を改正する条例

美濃加茂市健康診査等手数料条例（平成 3 0 年美濃加茂市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
区分	健康診査等の項目	手数料の額	区分	健康診査等の項目	手数料の額
(略)			(略)		
第 2 条第 3 号 の市が実施す る健康診査及 び検診	前立腺がん検診	(略)	第 2 条第 3 号 の市が実施す る健康診査及 び検診	前立腺がん検診	(略)
	3 0 代健診				

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 15 号

令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 8 号）

令和元年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 8, 7 4 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1, 8 2 1, 4 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,496,875	124,750	2,621,625
	2 国庫補助金	328,424	124,750	453,174
16 県支出金		1,490,891	2,580	1,493,471
	1 県負担金	861,465	2,580	864,045
17 財産収入		64,448	54,516	118,964
	1 財産運用収入	53,698	54,516	108,214
20 繰越金		1,202,850	24,703	1,227,553
	1 繰越金	1,202,850	24,703	1,227,553
22 市債		1,045,400	122,200	1,167,600
	1 市債	1,045,400	122,200	1,167,600
歳入合計		21,492,705	328,749	21,821,454

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		3,566,481	66,758	3,633,239
	1 総務管理費	3,029,459	66,758	3,096,217
3 民 生 費		7,959,553	4,387	7,963,940
	1 社会福祉費	4,022,283	3,244	4,025,527
	3 生活保護費	390,990	1,143	392,133
5 農林業費		680,614	5,104	685,718
	1 農 業 費	456,167	5,104	461,271
7 土 木 費		2,033,868	30,500	2,064,368
	2 道路橋りょう費	525,994	25,000	550,994
	4 都市計画費	1,393,383	5,500	1,398,883
9 教 育 費		2,419,288	222,000	2,641,288
	1 教育総務費	460,059	222,000	682,059
歳 出 合 計		21,492,705	328,749	21,821,454

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

(追加)

款	項	事 業 名	金 額
5 農林業費	1 農業費	農業用施設事業	千円 6,270
6 商工費	1 商工費	インバウンド推進事業	6,435
7 土木費	2 道路橋りょう費	一般道路改修事業	25,000
		県道改良推進事業	2,416
		道路施設補修点検事業	15,180
		橋りょう補修事業	59,035
	4 都市計画費	新産業集積地区整備事業	8,250
		地籍調査委託事業	13,632
9 教育費	1 教育総務費	GIGAスクール構想推進事業	222,000

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(単位:千円)

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
あい愛バス運行負担金	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	946,000

第4表

地 方 債 補 正

(追加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
GIGAスクール構想推進事業	千円 111,000	証書借入	年1.8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般道路改修事業 (下則友南坂線)	千円 28,300	証書借入	年1.8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 39,500	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			国庫支出金	2,496,875	124,750	2,621,625
	2		国庫補助金	328,424	124,750	453,174
		5	土木費国庫補助金	115,758	13,750	129,508
		7	教育費国庫補助金	13,181	111,000	124,181

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
16			県支出金	1,490,891	2,580	1,493,471
	1		県負担金	861,465	2,580	864,045
		3	土木費県負担金	22,514	2,580	25,094

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 都市計画費負担金	2,580	1 地籍調査費負担金

(款) 17 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
17			財産収入	64,448	54,516	118,964
	1		財産運用収入	53,698	54,516	108,214
		3	基金運用収入	23,470	54,516	77,986

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 基金利子	54,516	1 財政調整基金利子	35,098
		2 減債基金利子	3,255
		3 国際交流基金利子	159
		4 ふるさと納税基金利子	5,325
		5 福祉基金利子	3,106
		6 ふるさと水基金利子	104
		7 庁舎建設基金利子	7,331
		8 人に優しいまちづくり基金利子	138

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	1,202,850	24,703	1,227,553
	1		繰越金	1,202,850	24,703	1,227,553
		1	繰越金	1,202,850	24,703	1,227,553

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	24,703	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
22			市 債	1, 045, 400	122, 200	1, 167, 600
	1		市 債	1, 045, 400	122, 200	1, 167, 600
		3	土 木 債	73, 500	11, 200	84, 700
		5	教 育 債	190, 900	111, 000	301, 900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 道路橋りょう債	11,200	1 一般道路改修事業（下則友南坂線）
5 教育総務債	111,000	1 G I G Aスクール構想推進事業

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	3,566,481	66,758	3,633,239	51,168	15,590
	1		総務管理費	3,029,459	66,758	3,096,217	51,168	15,590
		3	財政管理費	508,801	38,353	547,154	財産収入 38,353	
		6	企 画 費	1,252,265	28,246	1,280,511	財産収入 12,656	15,590
		7	市民まちづくり推進費	74,988	159	75,147	財産収入 159	

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	7,959,553	4,387	7,963,940	3,244	1,143
	1		社会福祉費	4,022,283	3,244	4,025,527	3,244	
		1	社会福祉総務費	776,370	3,244	779,614	財産収入 3,244	
	3		生活保護費	390,990	1,143	392,133		1,143
		3	生活困窮者自立支援費	44,906	1,143	46,049		1,143

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	3,244	福祉基金積立金 3,106 人に優しいまちづくり基金積立金 138	市民福祉事務費 3,244
23 償還金、利 子及び割引 料	1,143	国庫負担金返還金	生活困窮者自立支援事業 1,143

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	680,614	5,104	685,718	104	5,000
	1		農 業 費	456,167	5,104	461,271	104	5,000
		6	農 地 費	291,495	5,104	296,599	財産収入 104	5,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	5,000	県営特定農業用管水路等特別対策事業補助金	木曽川右岸用水関連事業 5,000 農業用施設事業 104
25 積立金	104	ふるさと水基金積立金	

(款) 7 土 木 費
(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,033,868	30,500	2,064,368	27,530	2,970
	2		道路橋りょう費	525,994	25,000	550,994	24,950	50
		2	道路新設改良費	182,832	25,000	207,832	国庫支出金 13,750 市債 11,200	50
	4		都市計画費	1,393,383	5,500	1,398,883	2,580	2,920
		1	都市計画総務費	254,102	5,500	259,602	県支出金 2,580	2,920

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 9 教 育 費
(項) 1 教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,419,288	222,000	2,641,288	222,000	
	1		教育総務費	460,059	222,000	682,059	222,000	
		2	事務局費	414,379	222,000	636,379	国庫支出金 111,000 市債 111,000	

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
あい愛バス運行負担金	千円		千円
	946,000		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
R2-R7	946,000	41,800			904,200

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	6,044,656	5,700,511	757,800	796,228	5,662,083
(1) 総 務	158,046	151,192	40,400	24,102	167,490
(2) 民 生	34,625	13,818		6,967	6,851
(3) 衛 生					
(4) 農 林	290,641	230,494		67,783	162,711
(5) 商 工	14,328	12,241	42,800	2,117	52,924
(6) 土 木	2,704,417	2,435,184	188,700	409,023	2,214,861
(7) 消 防	129,990	137,055	67,800	20,874	183,981
(8) 教 育	2,712,609	2,720,527	418,100	265,362	2,873,265
2 災害復旧債		11,200			11,200
(1) 補助災害		9,300			9,300
(2) 単独災害		1,900			1,900
3 そ の 他	7,869,864	7,884,292	630,000	773,527	7,740,765
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	261,720	203,332		45,933	157,399
(3) 財源対策債等	298,643	216,925		72,769	144,156
(4) 臨時財政対策債	7,309,501	7,464,035	630,000	654,825	7,439,210
合 計	13,914,520	13,596,003	1,387,800	1,569,755	13,414,048

議第 16 号

令和元年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 3 号）

令和元年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 5 5 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 1 6 1, 3 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		1,990	4,559	6,549
	1 財産運用収入	1,990	4,559	6,549
歳入合計		5,156,782	4,559	5,161,341

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		1,990	4,559	6,549
	1 基金積立金	1,990	4,559	6,549
歳 出 合 計		5,156,782	4,559	5,161,341

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 4 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
4			財産収入	1, 990	4, 559	6, 549
	1		財産運用収入	1, 990	4, 559	6, 549
		1	基金運用収入	1, 990	4, 559	6, 549

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	4,559	1 基金利子

3 歳 出

(款) 6 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
6			基金積立金	1,990	4,559	6,549	4,559	
	1		基金積立金	1,990	4,559	6,549	4,559	
		1	財政調整基金積立金	1,990	4,559	6,549	財産収入 4,559	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

[illegible]

議第 17 号

令和元年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）

令和元年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 6 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 0 5 2, 4 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 財産収入		1,240	3,602	4,842
	1 財産運用収入	1,240	3,602	4,842
歳 入 合 計		4,048,884	3,602	4,052,486

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		24,854	3,602	28,456
	1 基金積立金	24,854	3,602	28,456
歳 出 合 計		4,048,884	3,602	4,052,486

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 7 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			財産収入	1, 240	3, 602	4, 842
	1		財産運用収入	1, 240	3, 602	4, 842
		1	基金運用収入	1, 240	3, 602	4, 842

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 基金利子	3,602	1 基金利子

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
4			基金積立金	24,854	3,602	28,456	3,602	
	1		基金積立金	24,854	3,602	28,456	3,602	
		1	介護給付費 準備基金積 立金	24,854	3,602	28,456	財産収入 3,602	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	3,602	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 3,602

議第 18 号

令和元年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度美濃加茂市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（企業債の補正）

第 2 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（起債の目的）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
建設改良	163,580 千円	60,000 千円	223,580 千円
資本費平準化	802,000 千円	△60,000 千円	742,000 千円

令和 2 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

令和２年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

令和２年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

令和２年２月２６日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

- 議第１９号 令和２年度美濃加茂市一般会計予算
- 議第２０号 令和２年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
- 議第２１号 令和２年度美濃加茂市介護保険会計予算
- 議第２２号 令和２年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
- 議第２３号 令和２年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算
- 議第２４号 令和２年度美濃加茂市古井財産区会計予算
- 議第２５号 令和２年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
- 議第２６号 令和２年度美濃加茂市水道事業会計予算
- 議第２７号 令和２年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第 28 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

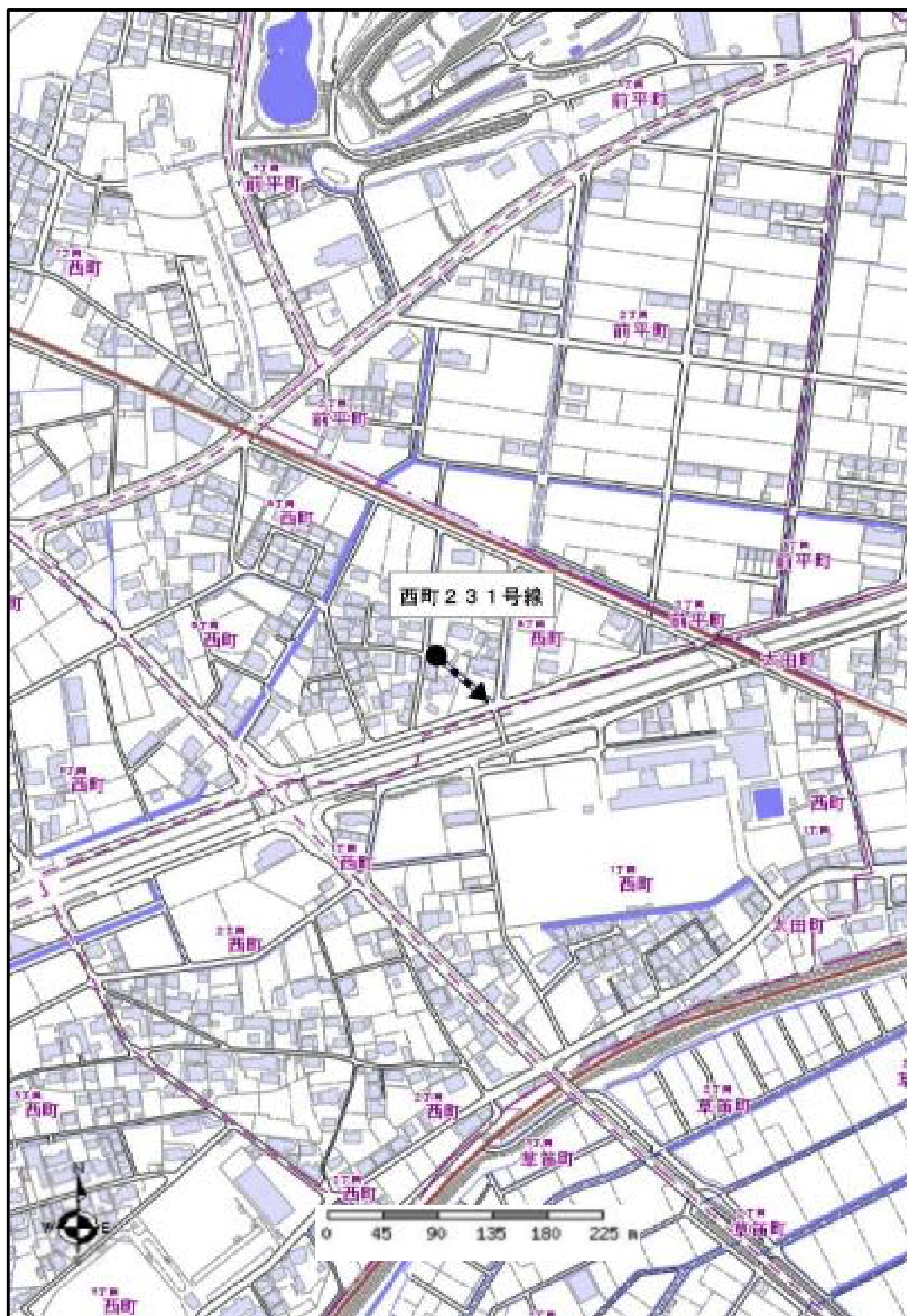
美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西町 23 1 号線	西町八丁目 206 番地先	
		西町八丁目 208 番地先	
2	西町 40 9 号線	西町八丁目 117 番地先	
		西町八丁目 234 番地先	
3	野笹 56 3 号線	野笹町一丁目字マコド 571 番 1 地先	
		野笹町一丁目字マコド 582 番 1 地先	
4	野笹 56 5 号線	野笹町一丁目字マコド 554 番地先	
		野笹町一丁目字マコド 568 番地先	
5	野笹 57 9 号線	野笹町一丁目字野笹西 524 番 1 地先	
		野笹町一丁目字野笹西 523 番 3 地先	
6	清水 64 6 号線	清水町一丁目字清水上 881 番 1 地先	
		清水町一丁目字清水上 883 番 1 地先	

廃止路線

①:西町231号線



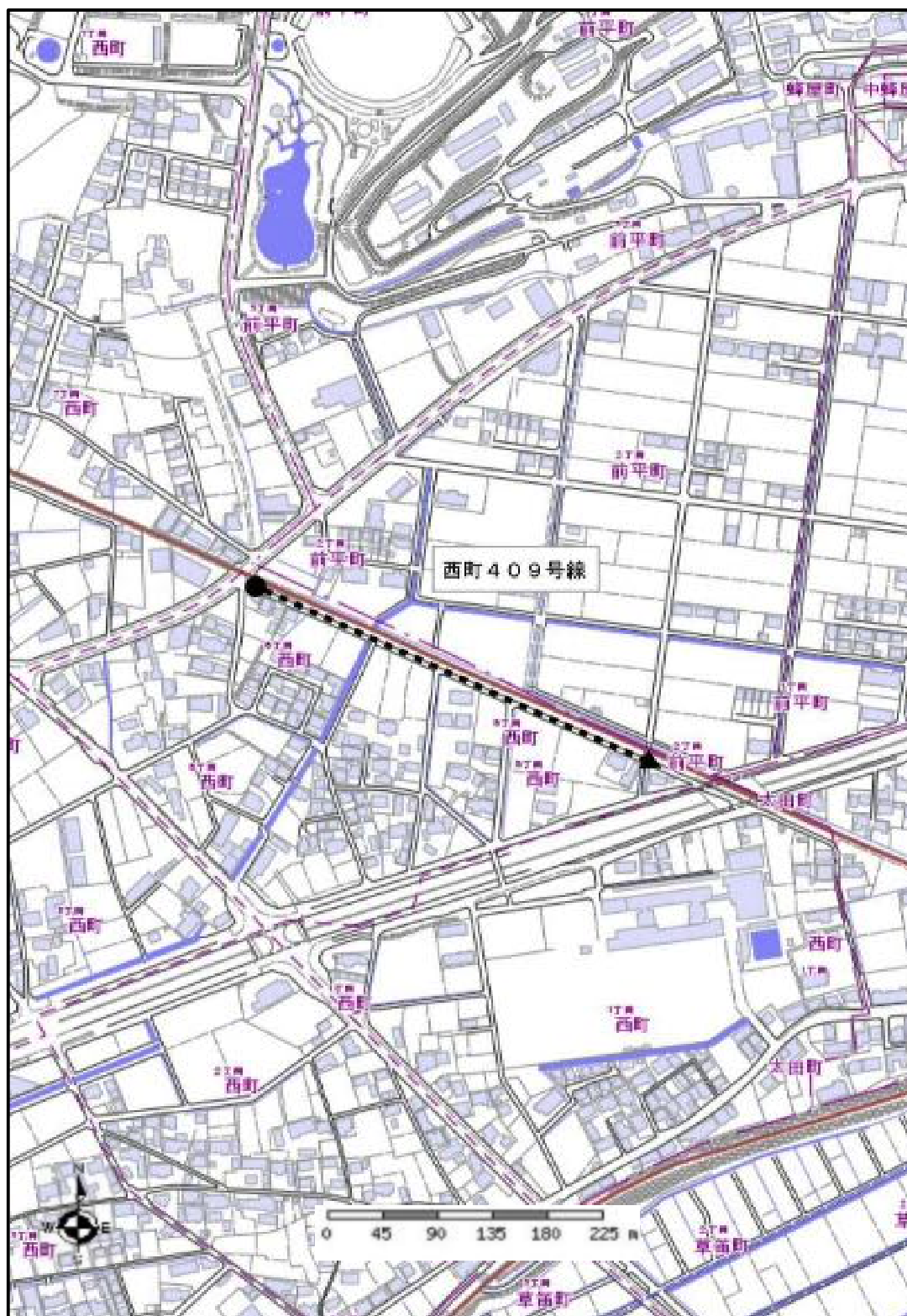
廃止路線

①:西町231号線



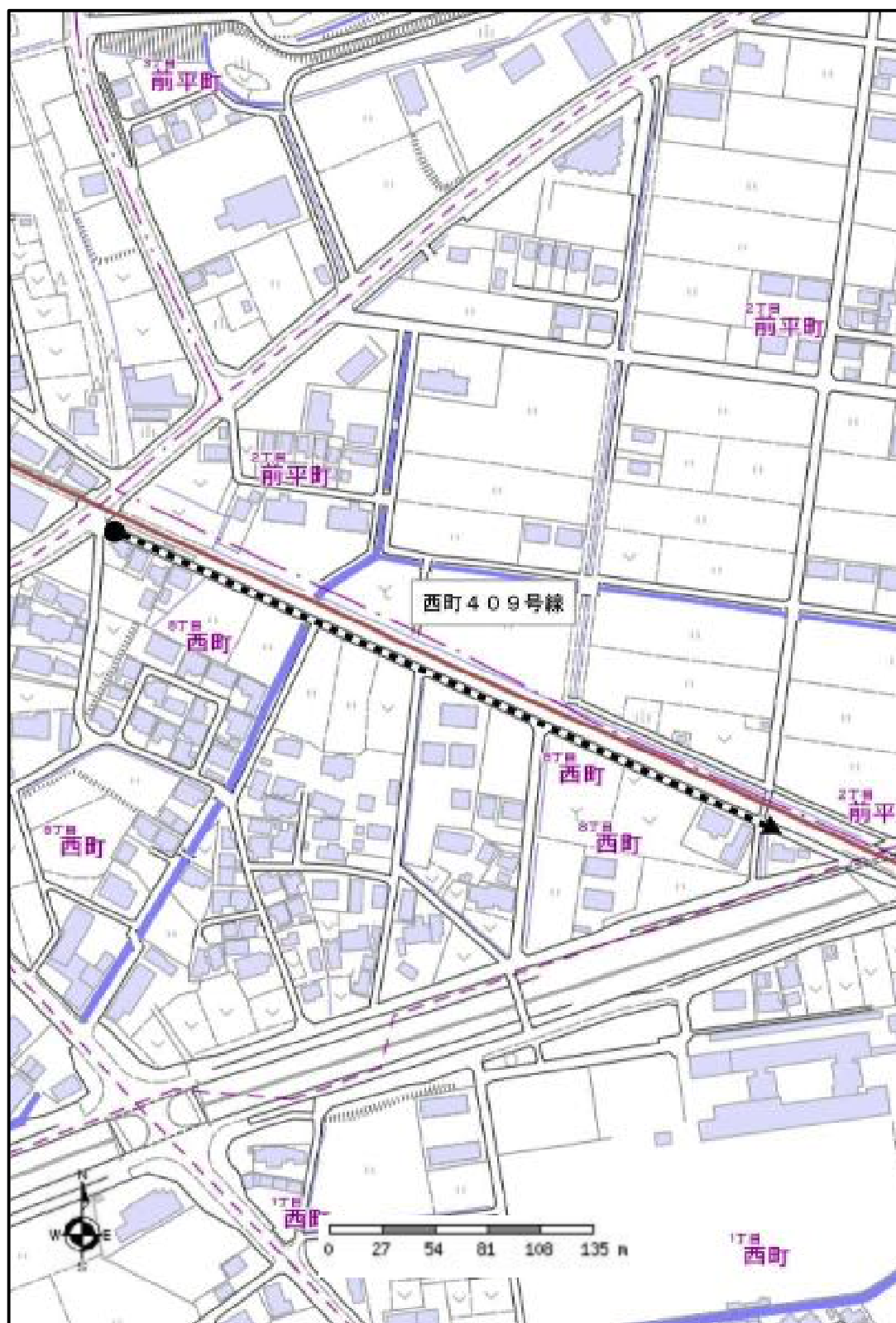
廃止路線

②:西町409号線



廃止路線

②:西町409号線



廃止路線

③:野笹563号線



廃止路線

③:野笹563号線



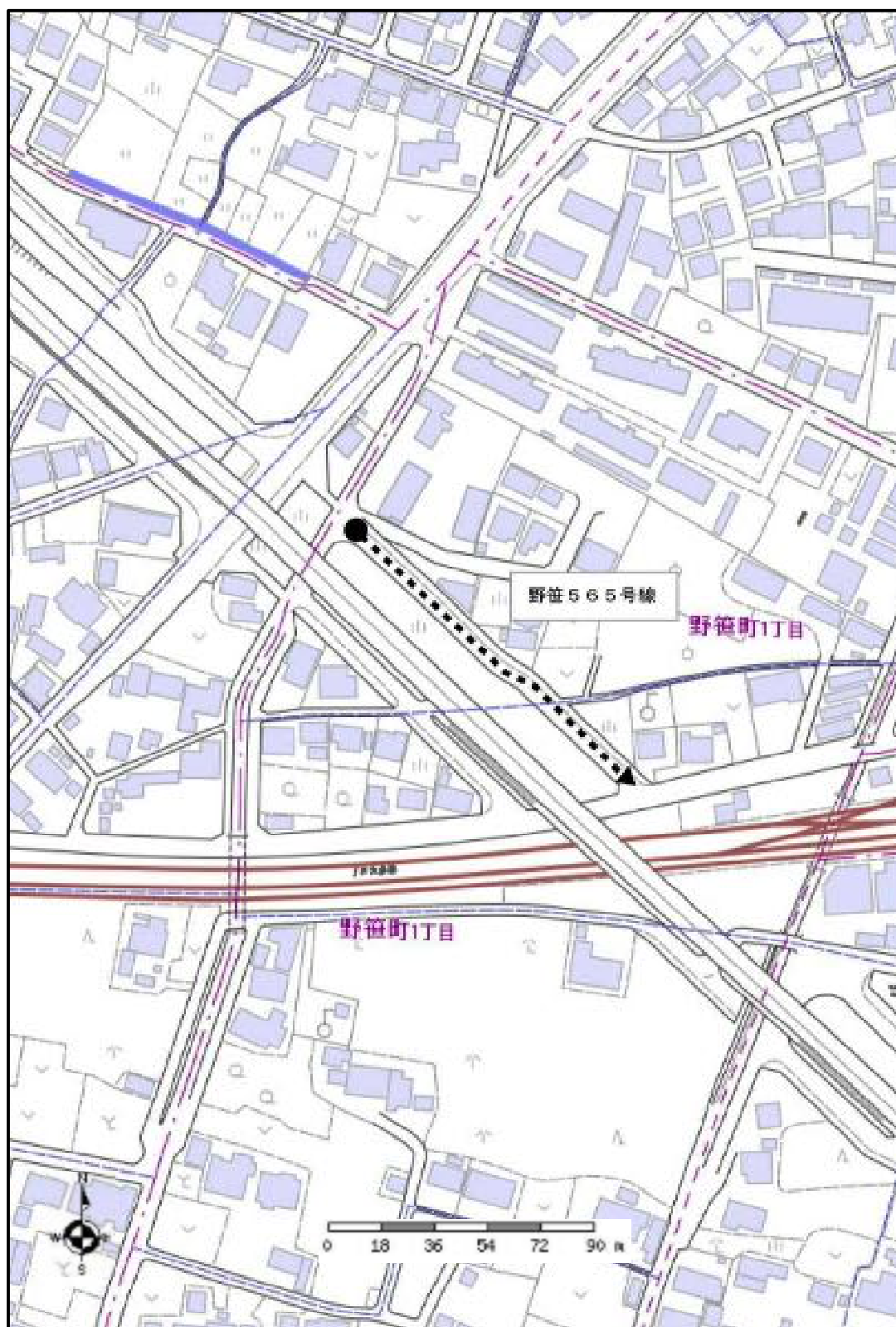
廃止路線

④:野笹565号線



廃止路線

④:野笹565号線



廃止路線

⑤:野笹579号線



廃止路線

⑤:野笹579号線



廃止路線

⑥:清水646号線



廃止路線

⑥:清水646号線



議第 29 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

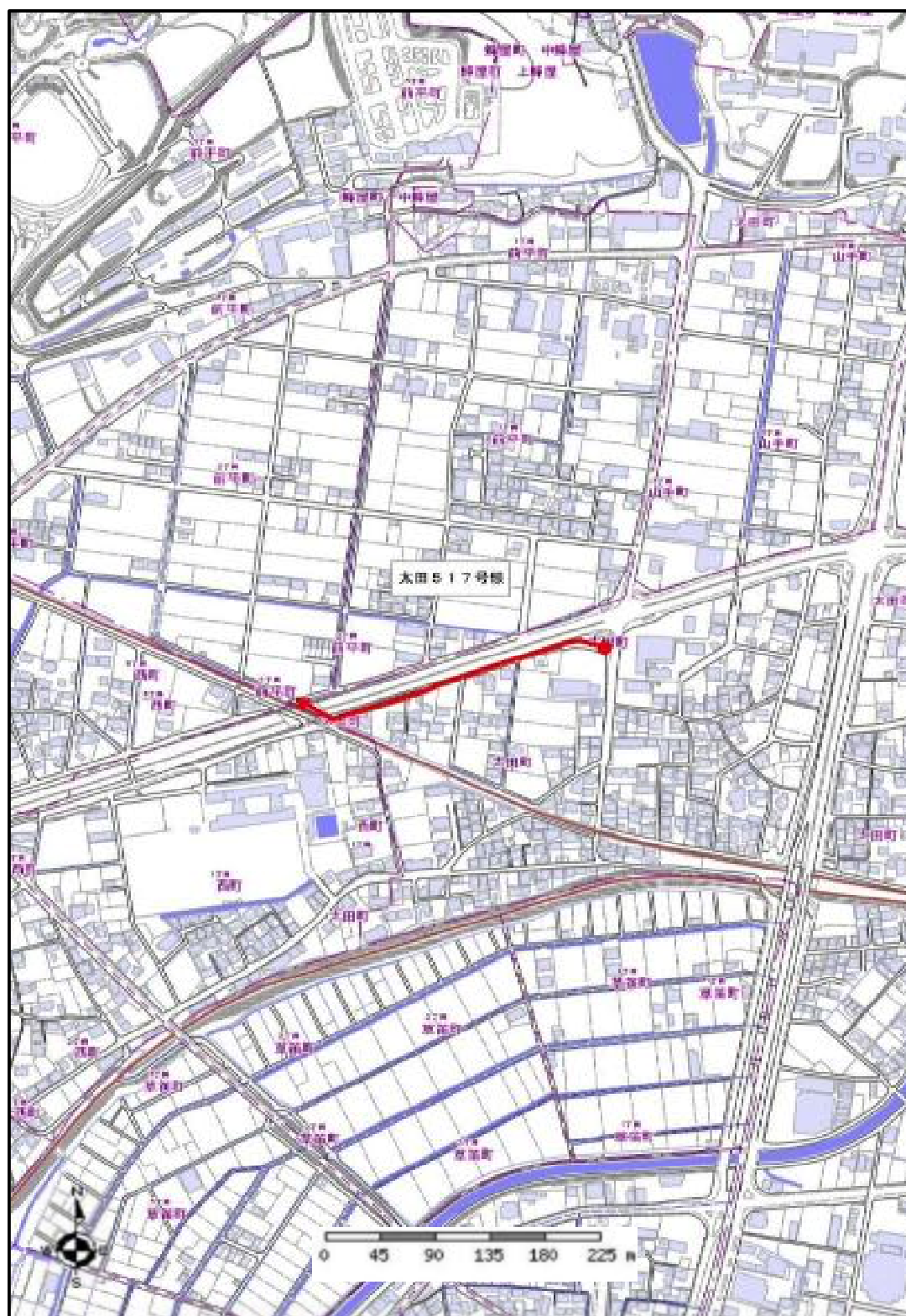
記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	太田 5 1 7 号線	美濃加茂市太田町 7 7 7 番地先	
		美濃加茂市前平町二丁目 5 0 番 1 地先	
2	前平 5 1 8 号線	美濃加茂市前平町一丁目 2 3 2 番地先	
		美濃加茂市前平町二丁目 4 8 番地先	
3	西町 5 1 9 号線	美濃加茂市西町一丁目 4 8 番地先	
		美濃加茂市西町一丁目 1 0 8 番地先	
4	西町 5 2 0 号線	美濃加茂市西町八丁目 2 3 4 番地先	
		美濃加茂市西町八丁目 1 5 7 番地先	
5	西町 5 2 1 号線	美濃加茂市西町二丁目 2 4 番 1 地先	
		美濃加茂市西町二丁目 3 3 番地先	
6	西町 5 2 2 号線	美濃加茂市西町五丁目 6 0 番地先	
		美濃加茂市西町五丁目 7 8 番 1 地先	
7	西町 5 2 3 号線	美濃加茂市西町八丁目 1 1 7 番 1 地先	
		美濃加茂市西町一丁目 4 7 番 1 地先	
8	西町 5 2 4 号線	美濃加茂市西町八丁目 2 1 2 番 1 地先	
		美濃加茂市西町一丁目 5 7 番 2 地先	
9	田島 6 9 5 号線	美濃加茂市田島町二丁目字坂下 3 2 0 9 番 2 地先	
		美濃加茂市田島町二丁目 2 8 番地先	
10	野笹 6 9 6 号線	美濃加茂市野笹町一丁目字マコド 5 3 7 番 1 0 地先	
		美濃加茂市野笹町一丁目字マコド 5 4 2 番 1 地先	

1 1	野笹 6 9 7 号線	美濃加茂市野笹町一丁目字野笹西 5 2 1 番 1 地先	
		美濃加茂市野笹町一丁目字マコド 5 6 9 番 2 地先	
1 2	西町 5 2 5 号線	美濃加茂市西町四丁目 2 1 1 番 5 地先	
		美濃加茂市西町四丁目 2 1 1 番 7 地先	
1 3	加茂野 4 7 7 号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字ウコキ場 4 8 7 番 2 地先	
		美濃加茂市加茂野町加茂野字南野 7 3 3 番 6 地先	

新規認定路線

①:太田517号線



新規認定路線

①:太田517号線

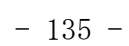


新規認定路線

②:前平518号線



②:前平518号線



新規認定路線

③:西町519号線



新規認定路線

③:西町519号線



新規認定路線

④:西町520号線



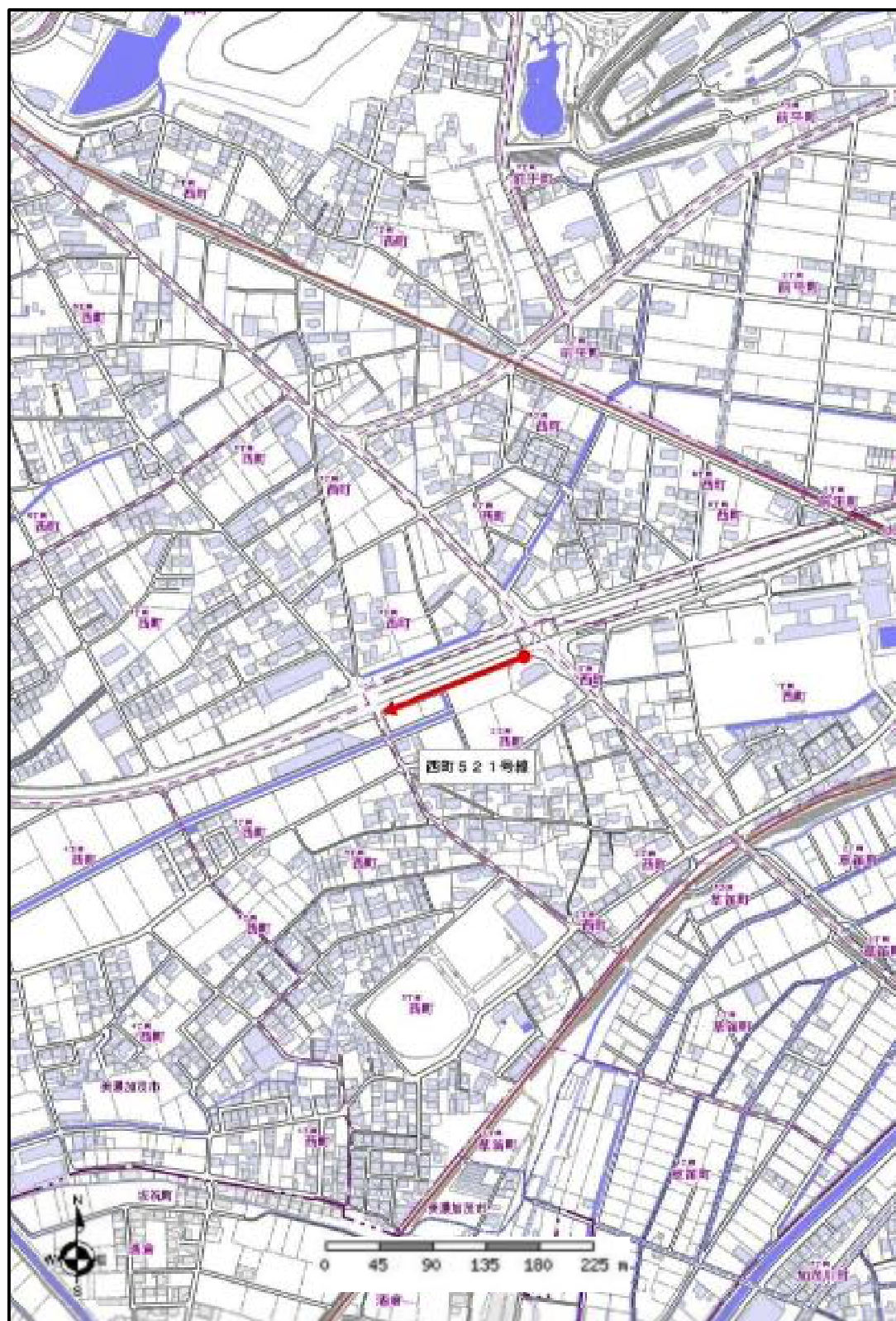
新規認定路線

④:西町520号線



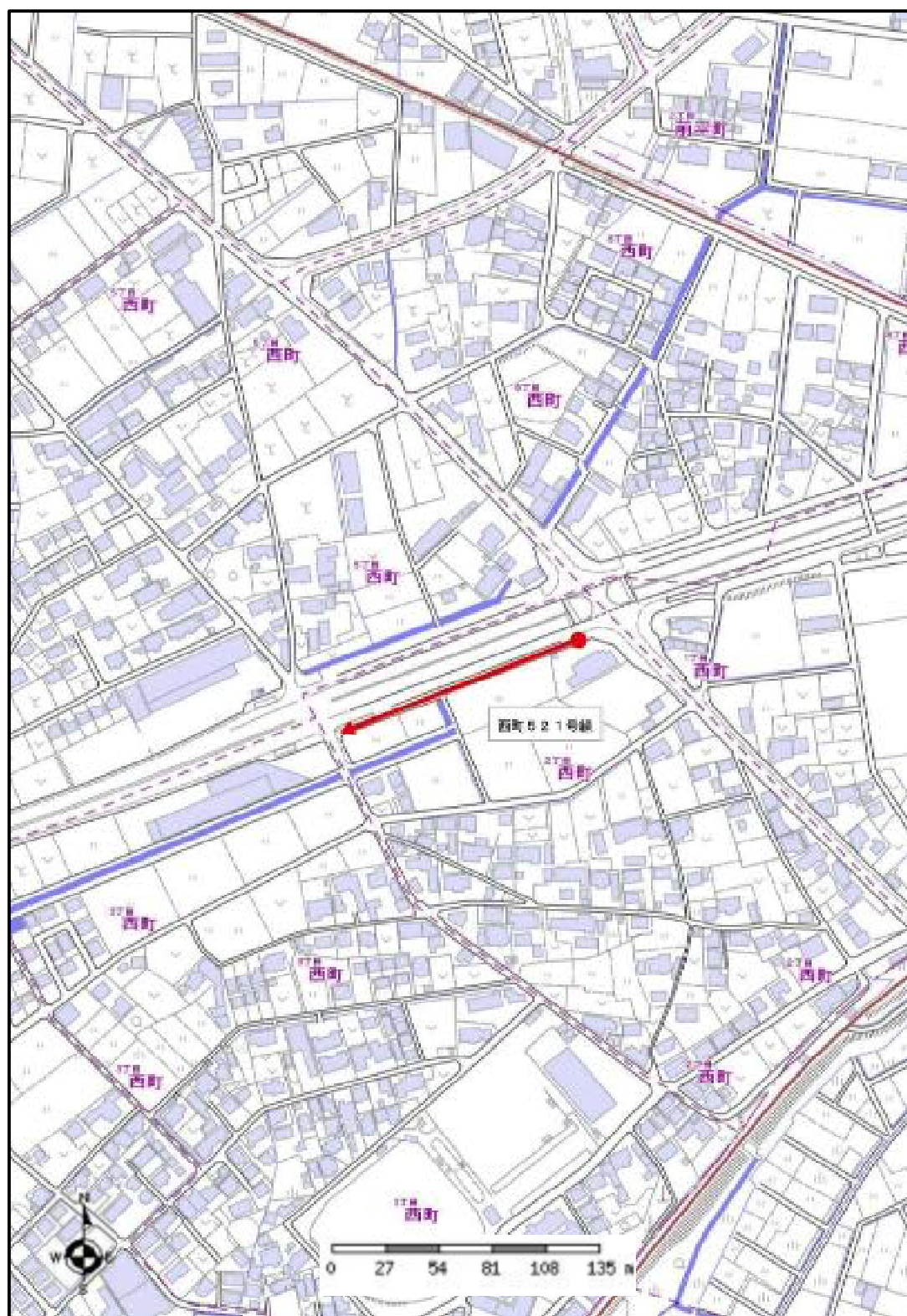
新規認定路線

⑤:西町521号線



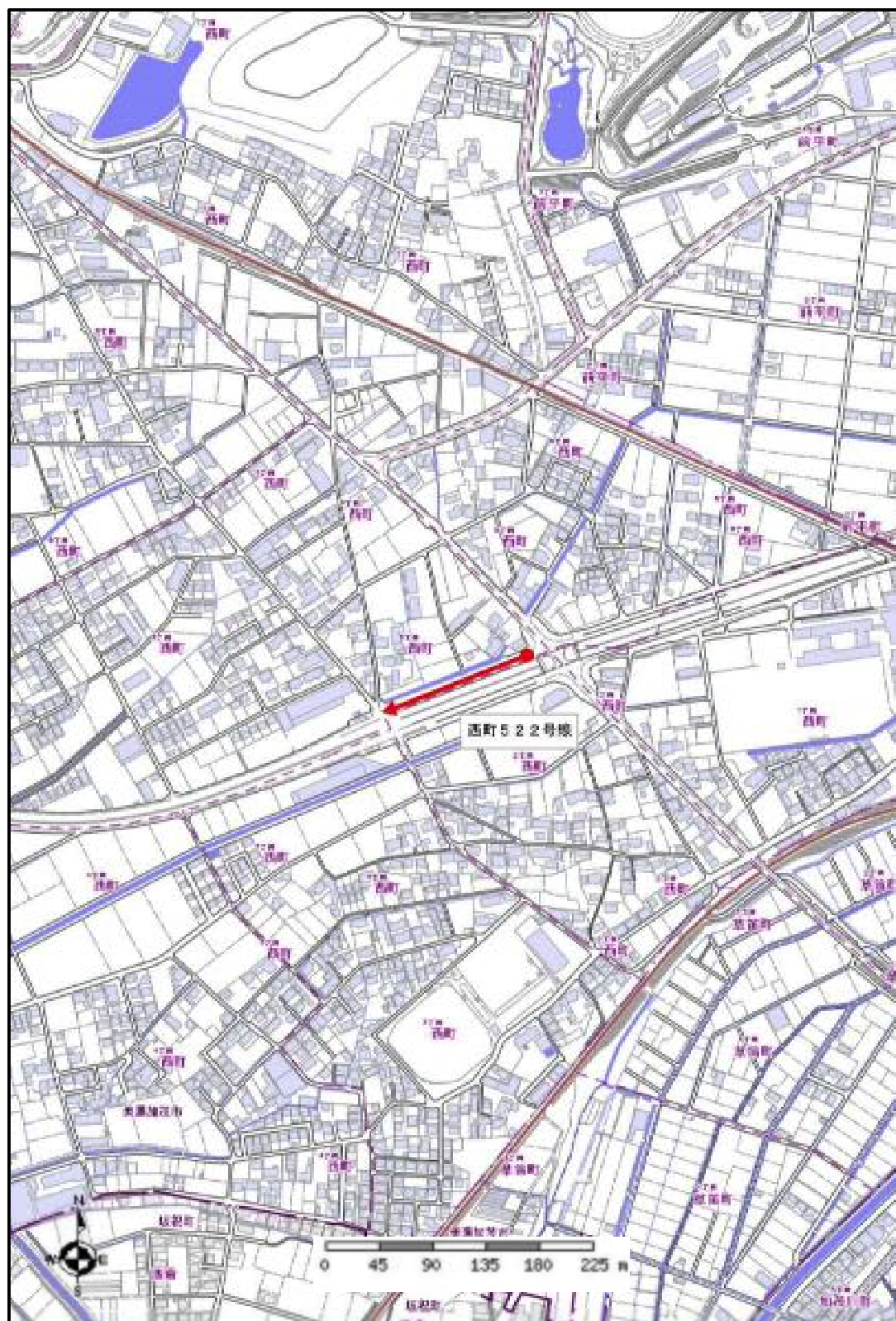
新規認定路線

⑤:西町521号線



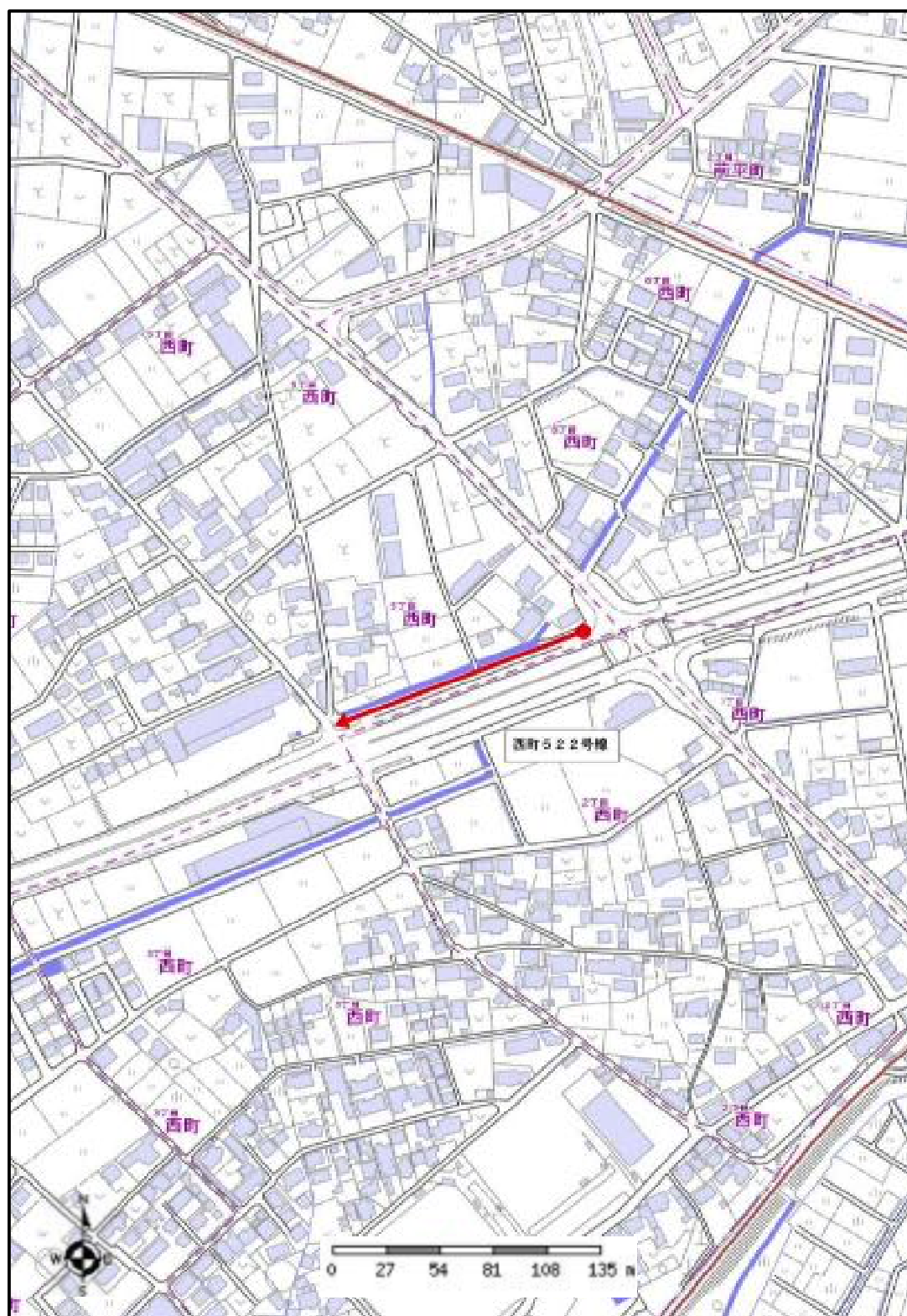
新規認定路線

⑥:西町522号線



新規認定路線

⑥:西町522号線



新規認定路線

⑦:西町523号線



新規認定路線

⑦:西町523号線



新規認定路線

⑧:西町524号線



新規認定路線

⑧:西町524号線



新規認定路線

⑨:田島695号線



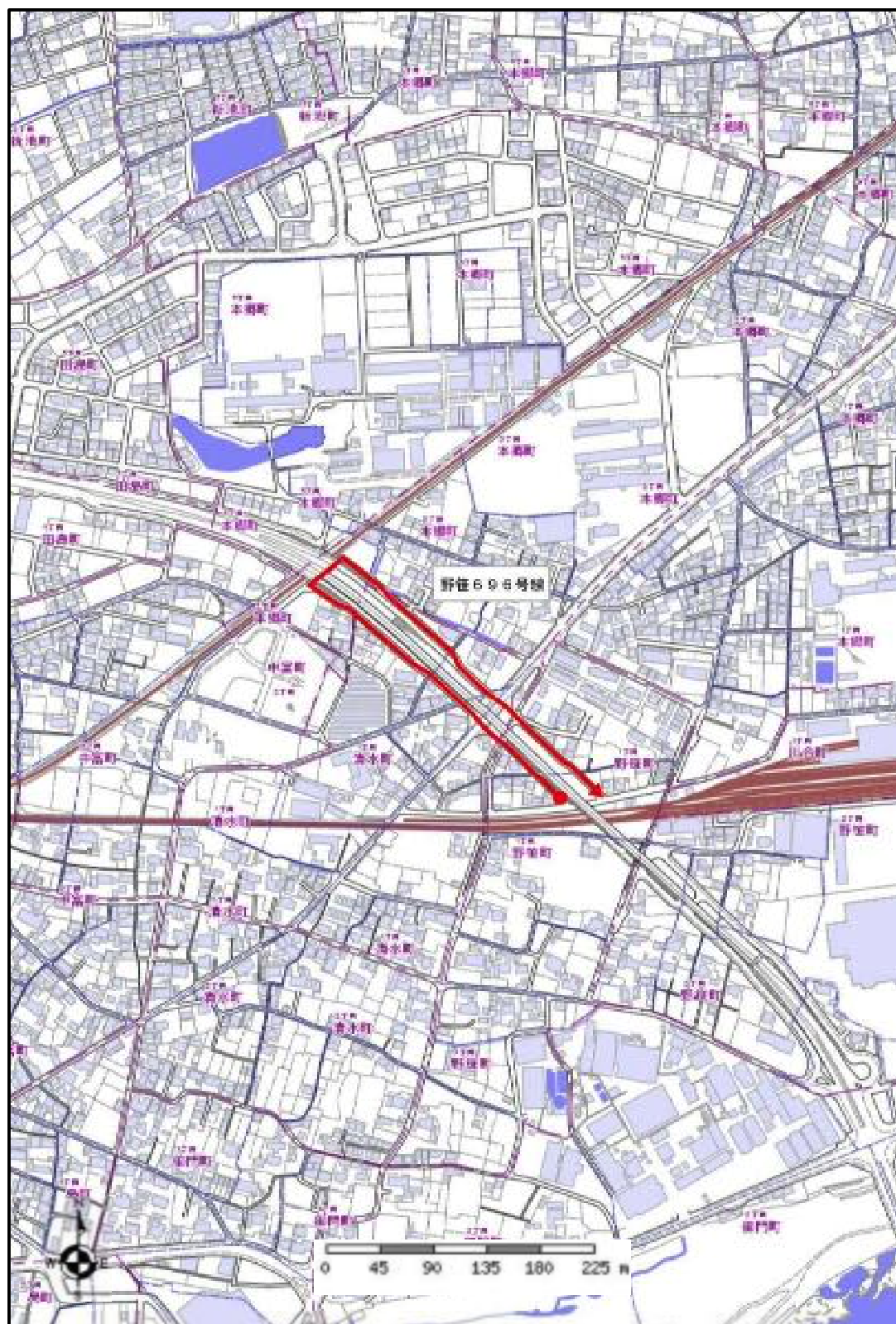
新規認定路線

⑨:田島695号線



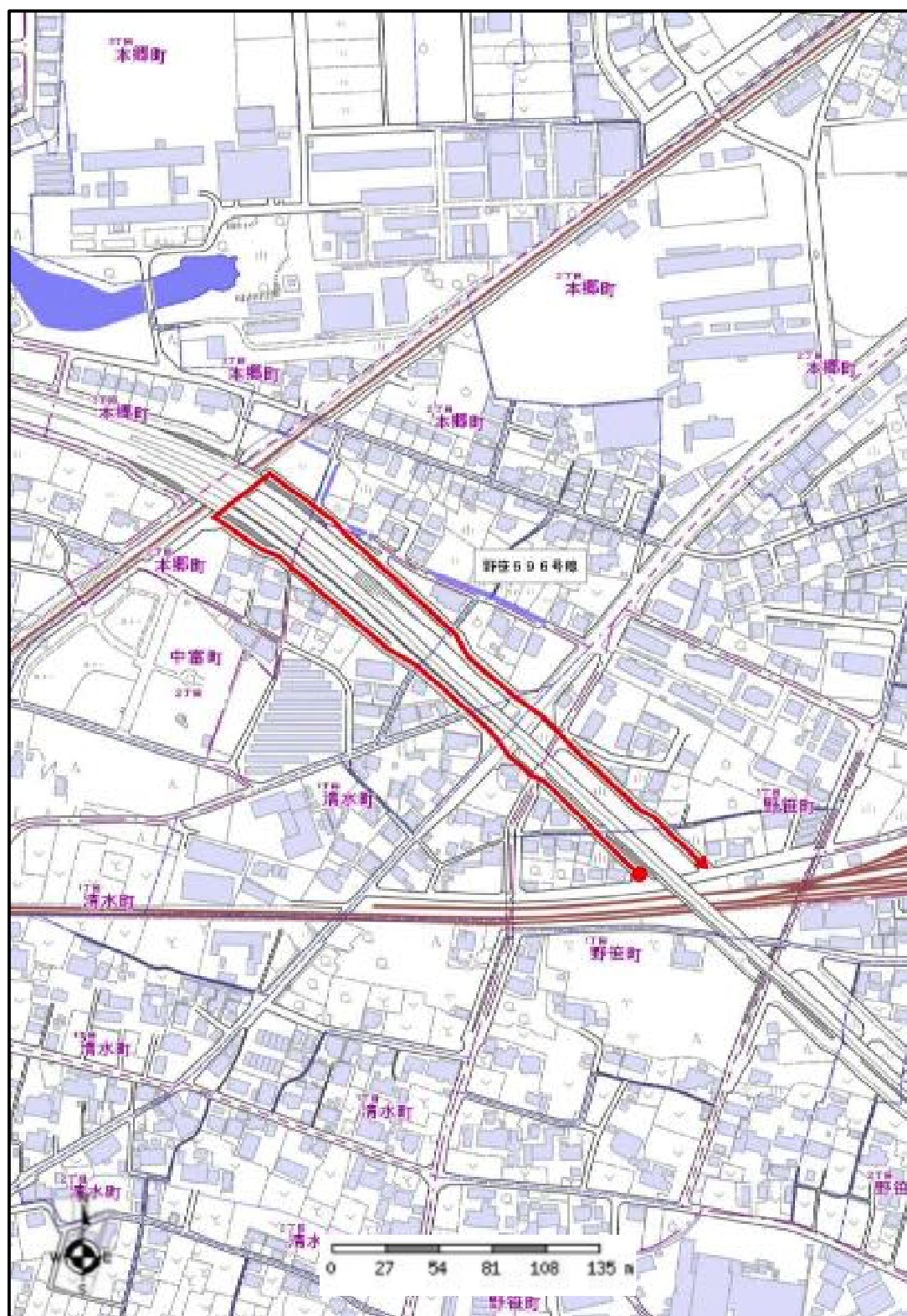
新規認定路線

⑩:野笹696号線



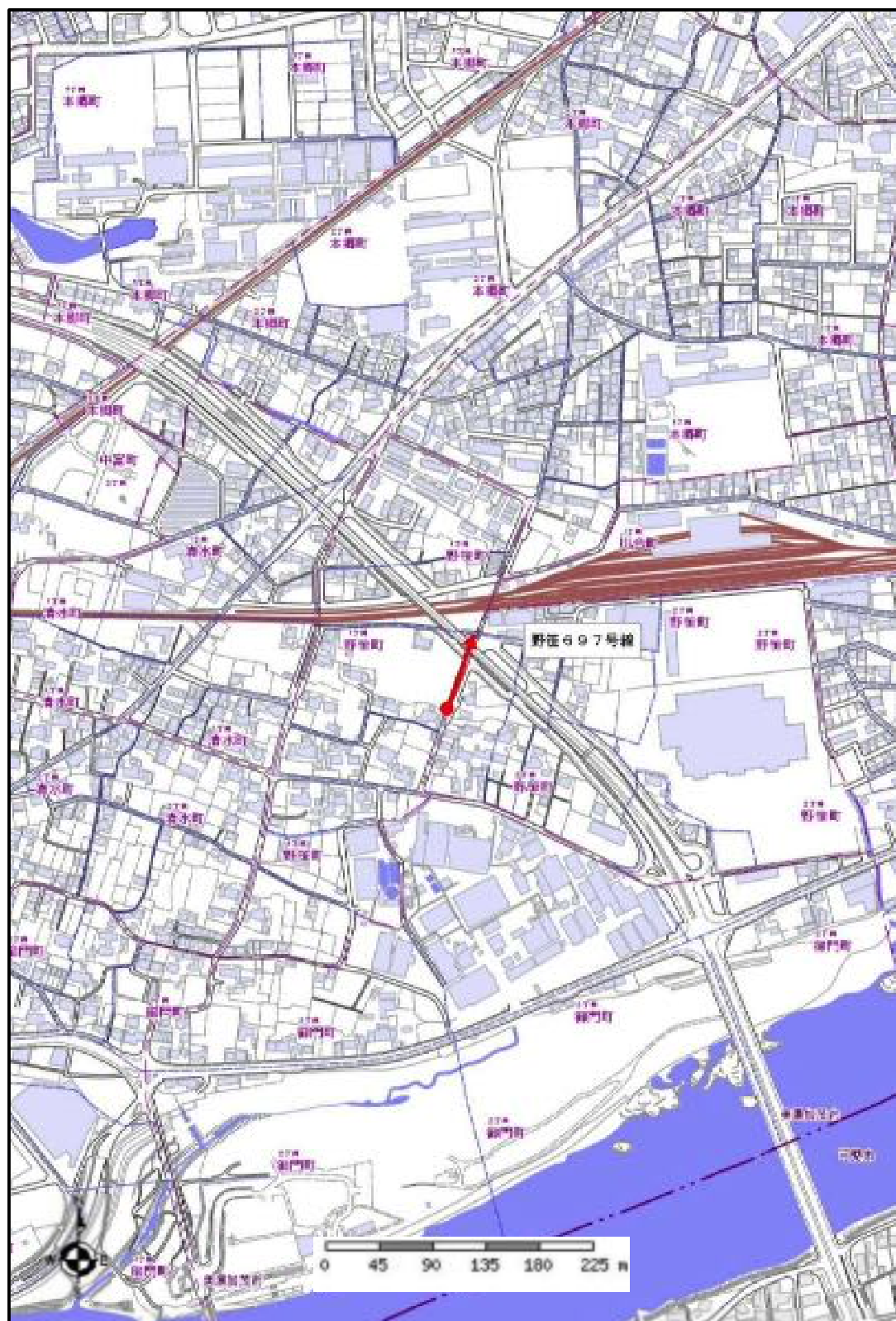
新規認定路線

⑩:野笹696号線



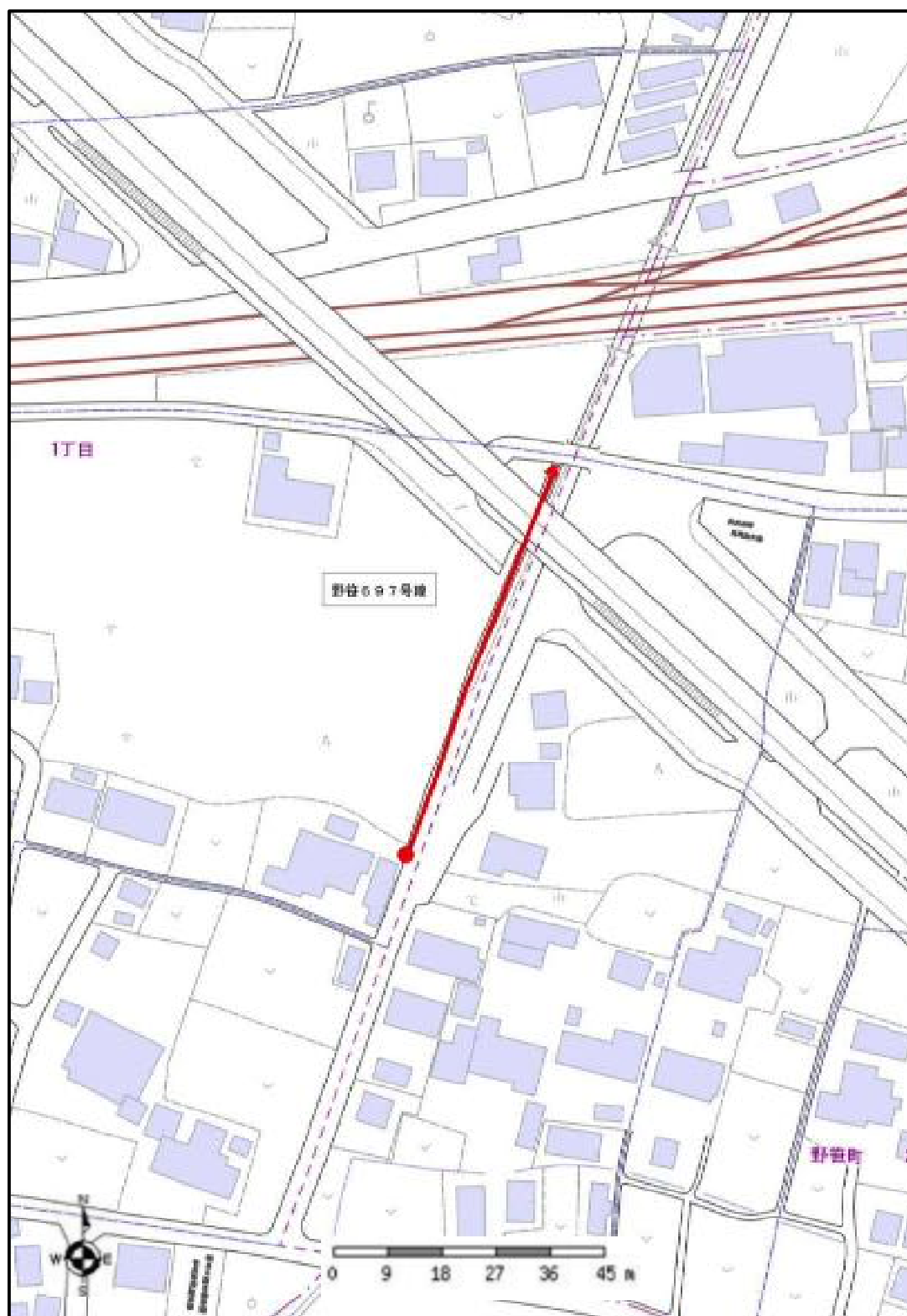
新規認定路線

⑪:野笹697号線



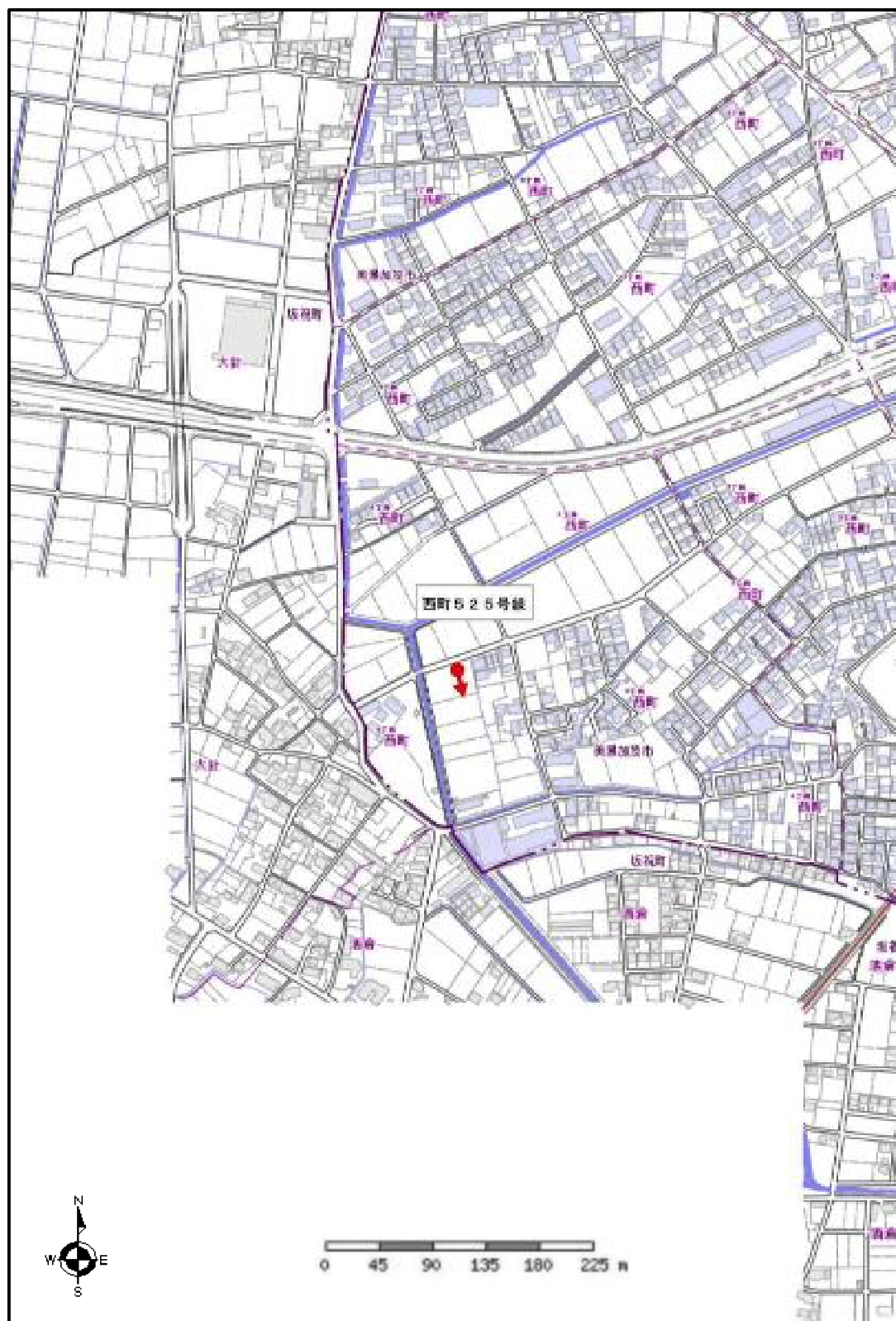
新規認定路線

⑪:野笹697号線



新規認定路線

⑫:西町525号線



新規認定路線

⑫:西町525号線



新規認定路線

⑬:加茂野477号線



議第 3 0 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり自動車事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 損害賠償の総額 | 5 6 9 , 0 4 8 円 |
| | 上記金額の内訳 | |
| | (1) 車両修理代 | 2 7 9 , 0 4 8 円 |
| | (2) 代車費用 | 2 9 0 , 0 0 0 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | |

議第 3 1 号

文化会館耐震等改修建築工事の請負契約の締結について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 文化会館耐震等改修建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 金 6 3 1 , 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 西松建設株式会社 中部支店
支店長 伊 藤 裕 之 |

議第 3 2 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 大 梅 義 昭
生年月日

議第 3 3 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 若 宮 晴 彦
生年月日

議第 3 4 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 馬 場 政 一
生年月日

議第 3 5 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 西 田 均
生年月日

議第 3 6 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 藤 井 秀 男
生年月日

議第 37 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 23 年美濃加茂市条例第 14 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所

氏 名 日 比 野 信 行

生年月日

議第 38 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 23 年美濃加茂市条例第 14 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 長 江 亮
生年月日

議第 39 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 23 年美濃加茂市条例第 14 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 酒 向 壽 廣
生年月日

議第 4 0 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 中 嶋 正 明
生年月日

議第 4 1 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 平 岩 民 治
生年月日

議第 4 2 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 山 田 光 昭
生年月日

議第 4 3 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 小 森 勘 弥
生年月日

議第 4 4 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 木 村 恒 夫
生年月日

議第 4 5 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 酒 向 金 治
生年月日

諮第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 西 田 正 幸
生年月日



Walkable City
Minakama